長門市長 江 原 達 也 様

長門市議会

予算決算常任委員会 委員長 吉 津 弘 之

総務民生常任委員会 委員長 中 平 裕 二

文教産業常任委員会 委員長 早 川 文 乃

要望書

令和4年9月定例会に提出されました決算議案については、予算決算委員会、 総務民生委員会及び文教産業委員会を開催し、それぞれが所管する会計につい て審査を行い、すべて認定いたしました。

その後、総務民生委員会及び文教産業委員会から提出された一般会計の決算に係る要望的意見について、予算決算委員会において取りまとめた結果、別表のとおりとなりました。

つきましては、当該要望的意見の趣旨、内容等を御賢察いただき、政策形成 への反映について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

	要望意見項目	提案・意見等の提案理由
1	市税の徴収について	市税は本市の基幹税目であり、貴重な自主財源となっているが、市税の滞納額は令和 2 年度決算時より減少しているものの、令和 3 年度の収入未済額は 179,679 千円となっている。現在、新型コロナウイルス感染症の経済的影響は広範囲にわたっており、徴税業務に関しては生活困窮や事業不振など市税の納付が困難な事案が予測さており、こうした事案が発生した場合、現下の地域経済の状況に鑑み、個別の事情に寄り添いながら適切に対応されるよう努めること。
2	基金運用について	基金の決算年度末現在高は 7,735,165 千円で、当年度中に 205,858 千円増加しており、令和 3 年度の基金運用について は、預金及び債券に係る利子及び配当金、債券の入替えにより 約 10,000 千円の収益を得ている。基金の運用については、安全性を最優先とする基本原則を踏まえ、基金所管課長等と意見 調整を図るとともに、マイナス金利を含む今後の金利の動向など、各方面の情報に注視しながら、内容を精査し、効率よく運用益が得られるように努めること。
3	財政運営について	決算審査意見書には、令和 3 年度決算について収支状況、 財政指標、公債費の状況及び積立金等の状況等、財政状況はお おむね健全性を維持していると記載されている。持続可能な行 財政運営を行っていくためには、自主財源の根幹である市税の 収納率向上や、ふるさと応援寄附金の増収に努めるなど、安定 的な財源の確保に向けた取り組みとともに、事務事業の精査や 見直し、真に必要とされる事業を確実に執行するなど、将来を 見据えた財政運営に努め、市民福祉の増進を図ること。
4	職員研修の充実について	職員研修は、業務に必要な知識や職位ごとに求められるスキルを体系的に習得するために実施されている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により職員研修の一部が中止となったが、市民の期待に沿うことのできる職員の育成を図るためには、来庁者に対する接遇向上をはじめ、能力開発や資質向上はもとより、時代の変化に沿ったデジタル化やコンプライアンス・パワハラ防止・メンタルケア等、さらなる職場環境の改善や充実に努めること。

5	市有財産の利活用について	市有財産は、市が事務事業を行う上で必要として取得したものであり、市民共有の財産であることから、公共の福祉のために利用することが最も望まれる利活用であることはいうまでもない。しかしながら、行政目的がなくなった普通財産もあり、将来的な利活用も定められていない財産や、長期にわたり事業着手されていない未利用の財産もあることから、市有財産については、幅広く情報を公開し、民間への貸出、売却も含めた利活用について検討すること。
6	移住・定住対策について	少子化並びに人口減少の対策として、近年、移住・定住促進事業を推進する自治体が増えている。本市においても少子化・人口減少対策を中心として、若者定住促進を重点施策に据え、子育て支援とあわせ、様々な事業が展開されており、移住・定住への問い合わせは増加傾向にある。しかしながら、空き家登録件数については十分とは言えず、より一層の登録物件数の掘り起こしに努めるとともに、市内在住の方も空き家バンクを利用できる制度についても研究すること。
7	地域リーダーの育成について	市民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、地域活動におけるリーダーの育成など、多様な人材が地域で活躍し、安心して暮らすことができる豊かな地域社会の実現に向けた取り組みが必要となる。人口減少が大きな課題である本市にとって、ふるさとを愛し、その魅力を発信でき、新たな行動を起こしていけるリーダーの発掘や育成は重要なテーマとなっているが、各事業の取り組みを通じて関係者と連携する中で、地域の担い手であるリーダーの発掘、育成を図ること。
8	自主防災組織の育成と防災意識 啓発について	市は、自主防災組織に対する定期的な活動報告を求めていないため、その活動状況は把握されていない。激甚災害にあっては、行政のみの力で市民の命を守ることは不可能であり、自主防災組織の意欲的な活動による自助、共助の強化につなげるためにも、以下の項目について検討されたい。 ①自主防災組織の設置地域においては、毎年 1 回は訓練等、防災活動を開催又は継続して行うよう積極的に啓発を行うこと。 ②市は、災害時における避難情報の「警戒レベル3」高齢者等避難が発令された場合、避難行動が必要になるとの見解を示しているが、防災講座等の中で自主防災組織が活動し始める基準について、周知・徹底するとともに、指揮命令系統を明確化し、避難行動状況の把握に努めること。

9	障害者福祉タクシー助成事業に ついて	障害者福祉タクシー助成事業については、申請者の返還理由を検証するとともに、障害者の移動手段を確保するため、障害者差別解消法にある障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除く合理的配慮を提供する必要がある。特に重度の身体障害者が通院や社会活動等に参加するためにも、他市の事例を参考にし、自動車燃料費の一部助成など効果的な施策への対応を検討すること。
10	山口県手話言語条例に基づく職 員の手話研修の取り組み強化に ついて	手話が言語であるという認識のもと、手話に対する理解促進・普及を図り、手話による意思の疎通が図りやすい環境整備を推進するため、山口県は「手話言語条例」を制定している。本市では、これまでも職員向けの手話研修を実施しているが、簡単な研修にとどまらず、手話がある程度身につくような取り組みを検討するとともに、手話を学ぶ取り組みを強化するため、希望する職員に対しては、手話検定が受講しやすい職場の環境整備に努めること。
11	老人クラブの加入促進について	令和3年度の老人クラブ数は40、会員数は966人となっている。前年度に比べ3クラブ、66人の減となり、廃止となった老人クラブは、2クラブが他クラブの統合により団体活動を維持しているものの、1クラブは廃止となった。会員減少の最も大きな理由は、新規会員の加入率の低さにあり、会員同志の健康増進、会員と地域住民との交流や地域貢献、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる仕組みを構築する上でも、老人クラブについての周知を図り、加入促進に努めること。
12	子育て世代に対する支援拡充について	「子育て世代に選ばれるまち」とするためには、「子どもを核としたまちづくり」を考える必要がある。子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るなど、子育て世代に対する重点的支援が求められており、育児に対する新たな助成制度の導入や給食費無償化など、以下の項目について検討されたい。 ①子ども医療費(高校生)の所得制限を撤廃すること。 ②小学校・中学校の完全給食費無償化を検討すること。 ③子どもの成長段階に応じて経済的な負担軽減に向けた支援を講ずること。 ④コロナ禍等によって、出産前後に著しく所得が減少した世帯に対する下支えの施策を検討すること。 ⑤ながと子ども基金(仮称)の設立により財源確保を図ること。

		⑥市長会等を通じて、子ども医療費の無償化など全国一律の制度の創設を国へ要望すること。⑦子どもの遊び場の充実や遊具の点検強化を図り、適宜改修に努めること。
13	がん検診等の受診率向上について	生涯健幸で元気に暮らせるまちの実現には、ライフステージに沿った生活習慣の確立、生活習慣病予防と重症化予防等の取り組みが必要であり、疾病を早期に発見し、適切に治療することが重要である。そのためには、特定健診・がん検診の受診率の向上が必要となり、特に受診率の低いがん検診受診率のさらなる向上対策が求められている。また、令和3年度のがん検診で12人が「がん又はがんの疑いあり」と診断されており、がん死亡率の減少を目的とする対策型検診としての成果は上がっていることから、以下の項目について検討されたい。 ①検診料については経済的負担軽減の観点から、さらなる見直しについて検討すること。 ②受診しやすい環境づくりの観点から、市外の医療機関でも検診が受けられるよう対象拡大について検討すること。 ③がん検診の検診項目について前立腺癌検診等の導入など、さらなる充実について検討すること。 ④がん関連事業全般について積極的に推進すること。
14	食育の推進について	食育とは、食べ物や食事に関する知識を学び、食への興味関心を育むことで、子どもたちが一生を通じて健康的な食生活を送るための教育である。子どもの健やかな成長を願い、食材へのこだわりは食育の実践につながり、できるだけ安全な無農薬・減農薬で栽培された農産物の活用が望まれるが、その活用は一部にとどまっており、不十分である。学校はもとより、地元生産者、地域 JA や JF など様々な団体との連携により、食育を通じて未来を担う子どもたちの健康増進に努めること。
15	合併処理浄化槽の維持管理費支 援について	合併処理浄化槽は、最小の 5 人槽であっても、設置基準が床面積 130 ㎡未満となっており、年金生活の高齢独居の一人暮らし世帯が増加する中で、その維持管理費が重い負担となっている。令和 3 年度の人槽別の合併処理浄化槽の維持管理費用については、年 4 回の保守点検費用と年 1 回の清掃汲み取り費用を合わせた平均で、10 人槽は 109,790 円、7 人槽で83,075 円、5 人槽は65,265 円となっており、維持管理費の負担を軽減するための対応策を検討すること。

16	応急診療所の運営について	長門市応急診療所は、休日や夜間に内科と小児科の軽症の急病患者を診療し、二次救急医療機関の負担軽減が図られているが、その運営にあたっては、土日・祝日の夜間対応を検討するとともに、引き続き医師、看護師、薬剤師、事務員の人材確保に努めること。また、長門医療圏域は、専門医の確保も大きな課題となっており、今後とも関係機関との連携を一層強化し、専門医の確保に努め、市民の命を守る医療機関が脆弱にならないように心がけること。
17	新型コロナウイルス感染症対応 の経済支援について	現在、新型コロナウイルス感染症対応としてさまざまな経済 支援策が行われているが、コロナ禍の影響は長期にわたること から、経済的に困難で社会の下支えを必要とする生活者も存在 する。市民生活の不安を解消し、全ての事業者や世帯に配慮し た支援策を今後も継続的に打ち出されたい。
18	地域公共交通推進事業について	デマンド交通に関する地元自治会等への説明は、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に行き渡っているとは言い難い。市長の発言の中にも「ゴールではなくスタートである」とあり、今後も利用者の意見を汲み取り、デマンド交通エリアの利用者へきめ細やかな説明会を計画的に行われたい。
19	三隅地区工場用地整備事業について	平成28年に新工場建設に関する合意書が交わされてから既に6年が経過している。第1工区開発行為が完了し、本年第2 工区の造成が開始されたことから、引き続き用地の売却に向けた相手方企業との誠意ある交渉、迅速な対応に努められたい。
20	二次交通対策事業について	コロナ禍による行動制限等により利用者数が伸び悩んでいる状況ではあるが、導入当初から一定の利用者があり本市の観光にとって最も重要な事業である。この事業も 5 年目を迎えており、今後これまでの総括を行うとともに、さらに充実したものになるよう取り組まれたい。また、二次交通もさることながら、三次交通対策に取り組むことにより、さらなる観光客誘致の強化に努められたい。
21	有害鳥獣被害の根本的な対策に ついて	有害鳥獣による農林業の被害軽減と、市民生活の安全安心を守るための防護柵設置に努めること。また、被害削減のために有害鳥獣の個体数調査を県と連携のもと実施し、IT機器等を利用した新たな捕獲対策について検討することを要望する。

22	市有林監視業務について	市の財産である市有林については、長年「市有林監視人」を 指定し監視をしてきたが、本年、過去に市有林の大規模無断伐 採事案が発生していた事が報告され、係争事案に発展してい る。 市有林は長きに渡り先人から継承された全市民の財産であ り、立木の維持管理や財産としての管理・運用は行政の責任に おいて適切に実施されなければならない。近年の木材市場価格 高騰など、今後民間の立木伐採等もさらに加速する事が想定さ れ、無断伐採の再発防止は勿論、適切な立木の維持管理、市有 財産管理の観点から市有林監視業務の見直しについて早急な 検討、改善が図られるよう要望する。
23	長門の魅力を生かした観光の推 進について	長門市の特徴である自然やアウトドア、温泉や食といった素材をイベントなどを通して新たな魅力や付加価値を生み出し、 交流人口の拡大と収益の向上に取り組まれたい。 また、魅力を向上させるため関連施設等の維持管理や案内機能の充実に努められたい。
24	長門湯本温泉観光まちづくりについて	「長門湯本温泉観光まちづくり計画」の目標である人気温泉地ランキングトップ10に向けて魅力あるまちづくりを継続的に展開し、好循環を創り出すために調和のとれた推進体制の構築を強化されたい。また、「やさしさを奏でるまち」の観光地として相応しい事業推進を図る上で、観光客及び住民双方の満足度向上を念頭に置かれ、さらに、将来を見据えた財源確保を含め、計画には不断に見直しを加えるなど柔軟かつ積極的な姿勢を共有されたい。
25	市道・国道の除草対策の強化につ いて	道路安全施設の除草対策は、これまでも国・県に対する要望や市民団体への支援など、市としてのきめ細かな対策に取り組まれてはいるもののまだまだ不十分である。道路利用者の安全確保、観光地としての環境美化、また市民協働の観点から市民参加型の除草対策の仕組みを構築されたい。
26	特別な支援を必要とする子ども たちへの支援・連携について	これまで学校や関係機関が連携して、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な支援を提供するよう要望してきた。早い段階での気づきや支援がその後の生活にとって重要とされる特別な教育的配慮を要する子どもたちは年々増加しており、これまで以上の補助教員の配置を要望する。

27	いじめ・不登校の対応について	学校におけるいじめは、社会的な犯罪に該当する。被害児童生徒及び教職員が心身及び生命の危険に晒されることのないよう、いじめの早期発見に努め、安全な教育環境を確保されたい。また、年々増加する不登校児童生徒について、その要因は様々であることから教育支援センターの機能充実を柱に、教育機会の確保に十分配慮し、すべての不登校児童生徒と保護者に寄り添った支援を行われたい。
28	教員の働き方改革について	教員業務アシスタント設置事業等による教員の長時間勤務 改善への取り組みは始まっているが、配置を希望する学校も多 く、十分とは言えない。 これまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々 の生活の質や教職人生を豊かにすることで、子どもたちに対し て効果的な教育活動を行うことができるよう、さらなる人員配 置のための予算措置を要望する。
29	ICT 機器を活用した教育の推進 について	学校は子どもたちの可能性を広げ、社会を生き抜く力を育む場所であることから、ICT機器を適切・安全に使いこなすことができるよう情報活用能力を育成し、一人ひとりに個別最適化され創造性を育むICT環境を整備されたい。また、本市のGIGAスクール構想は、子どもたちの情報教育環境を充実させるものであると同時に、学校における働き方改革の実現につながるものであると期待されることから、一層の推進に努められたい。